# 五泉市立川東小学校いじめ防止基本方針

※今年度、見直し、追記した箇所を太字及び下線で示す。 はじめに

この五泉市立川東小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

- 1 いじめ防止等のための基本的な方向
- (1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

# いじめの定義(文部科学省)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童 生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(イン ターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心 身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- (2) いじめ防止等のための取組方針
  - ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止・早期発見・即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
  - ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。 「いじめ防止学習プログラム」(PEACEメソッドを基軸とした教育活動)
  - ③ 学校評価等で学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。(PDCAサイクルによる)
  - ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- (3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組
  - ① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ不登

校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織(以下「組織」という。)を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導担当職員・養護教諭・関係児童担任とし、状況に応じて学校派遣スクールカウンセラーも加える。

- ③ 役割内容
  - ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核と しての役割
  - イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行 う役割
  - エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- (4) 地域・保護者との連携
  - ① 保護者への意識啓発(法における保護者の責務等 第9条)
    - ア PTA総会等において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取 組について伝え、意識啓発を行う。
    - イ 学校だよりを通じて、取組の情報提供・協力依頼を行う。
    - ウ「いじめ見逃しゼロスクール集会」のPRを行う。
  - ② 情報発信及び基本方針の周知
    - ア 学校ホームページに本基本方針を掲載する。
  - ③ 地域の活動によるいじめの未然防止
    - ア PTA地域行事の活発化、活動中の見取り強化。
    - イ 学校便り等を通じて、取組の情報提供を行う。
- (5) 関係機関等との連携
  - ① 警察、児童相談所、市教育委員会、民生児童委員等との連携
  - ② 中学校区幼保小中の連携の強化
    - ア 川東中学校連絡協議会における小中の連携強化
    - イ 校区内及び関係保育園・幼稚園との情報交換
- 2 いじめ防止等のための具体的な取組
- (1) いじめの未然防止のための取組
  - ① 道徳教育の充実(「川東の教育」(教育計画)に掲載)
  - ② 人権教育、同和教育の充実(「川東の教育」(教育計画)に掲載)
  - ③ いじめを含む生活指導研修の実施による、教員の指導力の向上
  - ④ 社会性の育成
    - ア 全校縦割り班活動(「東風っ子班」による異学年交流)

- イ 縦割りグループによる日々の清掃活動
- ウ 学校行事における異学年交流活動の充実
- エ 「東風っ子のきまり」を活用した規範意識の向上
- ⑤ 児童生徒の手によるいじめ防止
  - ア 児童会によるあいさつ運動
  - イ 児童会によるいじめ防止の取組
    - ・いじめ見逃しゼロ強調月間(6月、10月~11月)
    - ・いじめ見逃しゼロスクール集会(12月)
- ⑥ 中1ギャップ解消の取組
  - ア 小中連携教育(中1ギャップ解消)計画の作成
  - イ 川東中学校区合同授業参観における情報交換及び授業公開
  - ウ 志交会及び小中情報交換会での情報共有
- ⑦ 日常的な職員間の連携・情報交換
  - ア 生活指導部会(月1回)での情報交換
  - イ 職員終会(週1回)での情報交換
- (2) いじめの早期発見のための取組
  - ① 定期的なアンケート等の実施
    - ア 「学校生活アンケート」の実施(6月、8月、10月、12月、2月)
    - イ アンケートに基づいた教育相談の実施
    - ウ 多様なアンケート形式の実施(学校での実施、家庭での実施等)
  - ② 日常の子どもの観察
    - ア 学級担任による毎日の健康観察の実施
    - イ 職員終会等における情報交換
    - ウ 保健日誌を通した全校児童の健康状況の把握
- (3) いじめへの即時対応の取組

日常の子どもの観察、学校生活アンケート、<u>教育相談</u>等によっていじめ(いじめの可能性)の発見



情報の収集(いつ、どこで、誰が、何を、原因等)

- \*必ずメモをとる。
- \*この時点で指導して解決できるものは解決し、必要に応じて保護者に連絡する。



情報の報告

発見者 ⇒ 学年部主任、生活指導主任 ⇒ 教頭(校長)



情報の内容に応じて、「いじめ不登校対策委員会」を開く。

- ① 市教委への報告
  - ア いじめを認知次第、教頭が市教委へ第1報を入れる。
  - イ 校長が「いじめ認知報告書」を作成し、市教委へ提出する。
- ② 組織を活用した状況調査
  - ア 「いじめ不登校対策委員会」による状況調査の実施
  - イ 必要に応じ、川東中学校にも協力を仰ぐ。
- ③ いじめられている子どもの保護
  - ア 職員による確実な見守り
  - イ 必要に応じ別室等の確保
- ④ いじめをしている子どもへの指導
  - ア 複数の職員による指導

### イ 必要に応じて別室などの確保

- ⑤ いじめられている子どもの保護者への対応
  - ア 来校又は家庭訪問により情報を提供し、対応策を協議する。
- ⑥ いじめをしている子どもの保護者への対応
  - ア 来校により情報交換を行い、連携して対応に当たる。
- ⑦ その他の児童生徒に対する対応
  - ア 学級担任による児童への説明と指導
  - イ 全校朝会での定期的・即時的な指導
- \*調査や対応内容について記録に残す。



問題解決後の見取り、教育相談

- \*その後の経過、児童の様子を記録しておく。
- ※被害児童、加害児童の様子を全校体制で見ていく。
- 3 重大事態への対応

## 必ず組織として、対応する。「報告」「連絡」「相談」を徹底する。

- (1) 重大事態とは
  - ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
    - ・児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
  - イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安。
    - 一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

#### (2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ☆ 学校が調査主体となった場合の対応
  - ア 組織による調査体制を整える。
  - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - エ 調査結果を市教委に報告する。
  - オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ☆ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
  - ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
  - ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その 時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして も、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 令和7年4月 見直し及び追記